

令和 2 年度改善計画の策定趣旨について

1 背景

市内のバス路線につきましては、国・道・市それぞれの補助制度のもと、適切な役割分担により維持・確保が図られているところであり、本市におきましても「函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱」に基づき、国の補助対象外となる路線について一定の補助を行っております。

2 改善計画について

本市の補助要綱では、市が単独で補助を行う函館市生活交通路線のうち、前年度の平均乗車密度が 5 人未満の不採算路線については、バス事業者において、経路や運行回数などの見直しを内容とした改善計画を、本協議会における意見を尊重しながら策定することを補助の要件としていることから、来年度計画案をお諮りするものです。

3 備考

今回、改善計画案として提出されている東部 4 地域関係路線につきましては、合併時の協議において、当分の間継続して補助対象路線とすることとされておりますので、合併時の経過につきましてもご理解をいただきますようお願いいたします。